

名古屋都市計画下水道の変更
(日進市決定)

計画書

令和7年度

愛知県日進市

名古屋都市計画下水道の変更（日進市決定）

都市計画日進公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

備考：雨水 約 1,123 ha 汚水 約 1,123 ha

理由

今回、汚水については、日進北部土地区画整理事業の都市計画決定に伴う市街化区域編入に合わせて、排水区域 31ha を追加する。雨水についても、排水区域 31ha を追加する。

変更理由

【名古屋都市計画下水道の変更（日進市決定）】

本市の下水道計画は、昭和 57 年度に策定された「日進町公共下水道基本計画」において、下水の排除方式を分流式とし、計画処理区を北部処理区、南部処理区及び梅森処理区として定め、昭和 58 年度に着手後、鋭意その整備を進め、公共用水域の水質保全、公衆衛生の向上に努めてきたところである。

日進北部地区は、日進市都市マスタープランにおいて、愛知高速交通東部丘陵線における長久手古戦場駅及び芸大通駅周辺駅に近接する地理的優位性を生かし、現況の自然地形等を継承しながら、日常的な生活利便施設をはじめ多様な都市機能の立地を図り、職住の近接した拠点の形成を目指す地区として位置付けていた。そうした中、平成 30 年度に市街化区域編入、土地区画整理事業区域の都市計画決定がされた。

こうしたことから、雨水については排水区域約 31ha を拡張し、汚水については、南部処理区約 31ha を拡張することにより、都市の健全な発展に寄与するものである。

名古屋都市計画下水道の変更（日進市決定）

都市計画日進公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 日進公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

備考：雨水 約 1,123 ha 汚水 約 1,123 ha

3. 下水管渠

(1) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
株山第1雨水幹線	日進市香久山二丁目	日進市香久山二丁目	調整池へ流入

(2) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
北部汚水放流幹線	日進市香久山二丁目	日進市香久山二丁目	北部処理区
南部汚水放流幹線	日進市浅田町西田面	日進市浅田町西田面	南部処理区

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
北部浄化センター	日進市香久山二丁目地内	
南部浄化センター	日進市浅田町西田面地内	
竹ノ山調整池	日進市竹の山五丁目地内	

「区域は計画図表示のとおり」

名古屋都市計画下水道の変更
(日進市決定)

図面図書

令和7年度

愛知県日進市

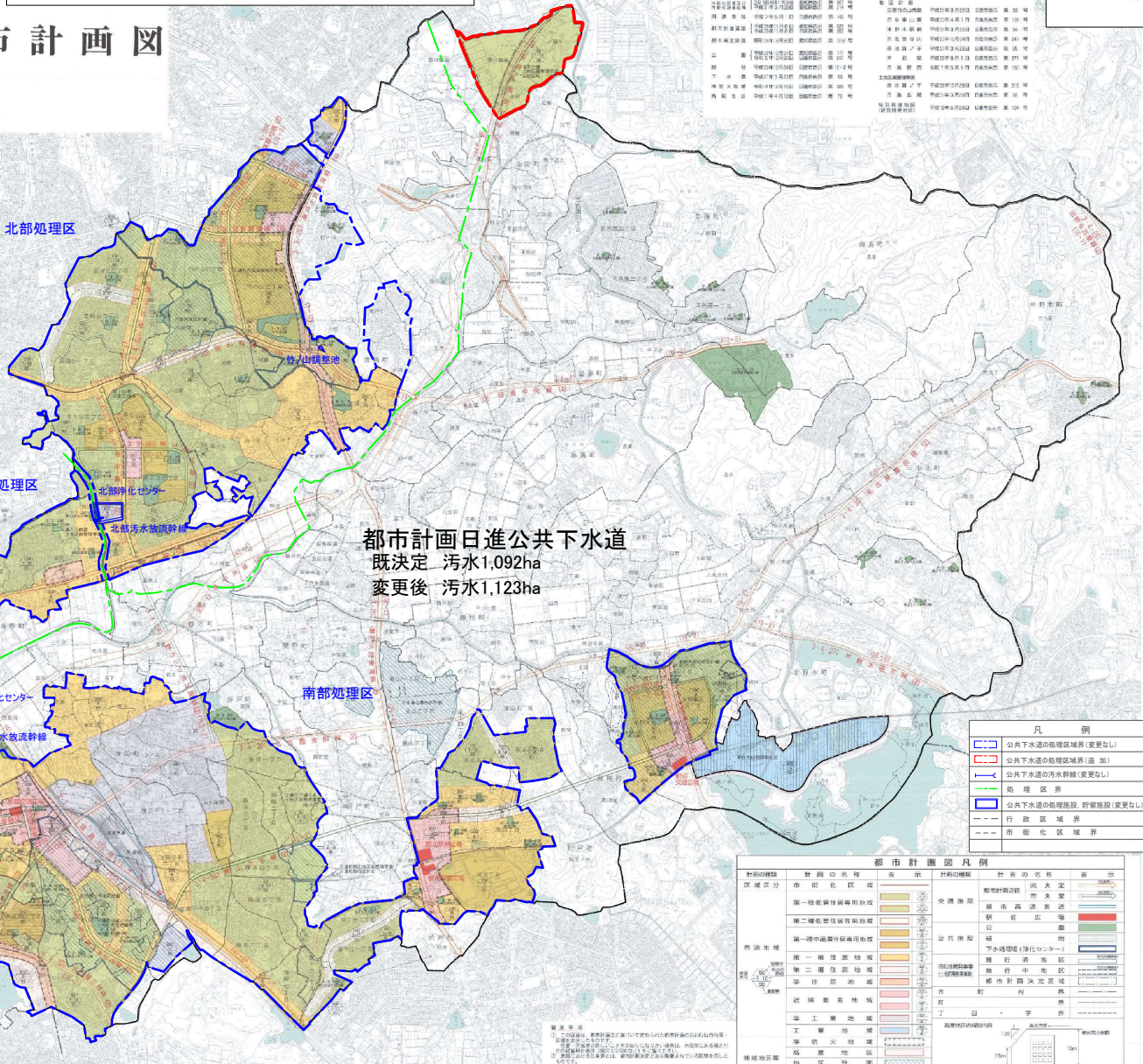
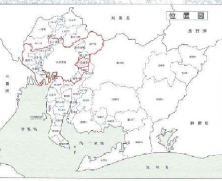
名古屋都市計画下水道の変更（日進市決定） 〔総括図〕 汚水

名古屋都市計画下水道の変更（日進市決定） 日進公共下水道 〔総括図〕 汚水

名古屋都市計画区域 日進市都市計画図

用途地域に準じた建築物の用途制限事項

用途地域	建築物の用途制限事項
第一種住居地域	第一種住居用建築物
第二種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物
第三種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、第三種住居用建築物
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居用建築物
第二種中高層住居専用地域	第一種中高層住居用建築物、第二種中高層住居用建築物
第一種商業地域	第一種商業用建築物、第一種娯楽用建築物、第一種公共施設用建築物
第二種商業地域	第一種商業用建築物、第一種娯楽用建築物、第一種公共施設用建築物、第二種商業用建築物
第一種工業地域	第一種工業用建築物
第二種工業地域	第一種工業用建築物、第二種工業用建築物
第一種業務地域	第一種業務用建築物
第二種業務地域	第一種業務用建築物、第二種業務用建築物
第一種公共施設地域	第一種公共施設用建築物
第二種公共施設地域	第一種公共施設用建築物、第二種公共施設用建築物
第一種遊園地域	第一種遊園用建築物
第二種遊園地域	第一種遊園用建築物、第二種遊園用建築物
第一種公園地域	第一種公園用建築物
第二種公園地域	第一種公園用建築物、第二種公園用建築物
第一種緑地地域	第一種緑地用建築物
第二種緑地地域	第一種緑地用建築物、第二種緑地用建築物
第一種街路施設地域	第一種街路施設用建築物
第二種街路施設地域	第一種街路施設用建築物、第二種街路施設用建築物
第一種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物
第二種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物、第二種駅前施設用建築物
第一種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物
第二種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物、第二種駅前施設用建築物
第一種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物
第二種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物、第二種駅前施設用建築物



用途地域	建築物の用途制限事項
第一種住居地域	第一種住居用建築物
第二種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物
第三種住居地域	第一種住居用建築物、第二種住居用建築物、第三種住居用建築物
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居用建築物
第二種中高層住居専用地域	第一種中高層住居用建築物、第二種中高層住居用建築物
第一種商業地域	第一種商業用建築物、第一種娯楽用建築物、第一種公共施設用建築物
第二種商業地域	第一種商業用建築物、第一種娯楽用建築物、第一種公共施設用建築物、第二種商業用建築物
第一種工業地域	第一種工業用建築物
第二種工業地域	第一種工業用建築物、第二種工業用建築物
第一種業務地域	第一種業務用建築物
第二種業務地域	第一種業務用建築物、第二種業務用建築物
第一種公共施設地域	第一種公共施設用建築物
第二種公共施設地域	第一種公共施設用建築物、第二種公共施設用建築物
第一種遊園地域	第一種遊園用建築物
第二種遊園地域	第一種遊園用建築物、第二種遊園用建築物
第一種公園地域	第一種公園用建築物
第二種公園地域	第一種公園用建築物、第二種公園用建築物
第一種緑地地域	第一種緑地用建築物
第二種緑地地域	第一種緑地用建築物、第二種緑地用建築物
第一種街路施設地域	第一種街路施設用建築物
第二種街路施設地域	第一種街路施設用建築物、第二種街路施設用建築物
第一種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物
第二種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物、第二種駅前施設用建築物
第一種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物
第二種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物、第二種駅前施設用建築物
第一種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物
第二種駅前施設地域	第一種駅前施設用建築物、第二種駅前施設用建築物

凡例

公共下水道の処理区域界(変更なし)	公共下水道の処理区域界(追加)
公共下水道の汚水幹線(変更なし)	処理区界
処理区界	公共下水道の処理施設、貯留施設(変更なし)
行政区境界	市街化区域界
市街化区域界	

都市計画図凡例

区域の種類	計画の名称	表示	計画の種類	計画の名称	表示
区域区分	市街化区域	○	都市計画道路	市街化	○
	第一種住居専用用途地域	■	都市高速道路	駅前広場	■
	第二種住居専用用途地域	■	公園	公園	■
	第一種中高層住居専用用途地域	■	公共施設	緑地	■
用途地域	第一種住居地域	■	下水処理場(浄化センター)	通行道路	■
	第二種住居地域	■	緑地	通行道路	■
	第一種工業地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種工業地域	■	緑地	通行道路	■
用途地域	第一種商業地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種商業地域	■	緑地	通行道路	■
	第一種業務地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種業務地域	■	緑地	通行道路	■
用途地域	第一種公共施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種公共施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第一種遊園地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種遊園地域	■	緑地	通行道路	■
用途地域	第一種公園地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種公園地域	■	緑地	通行道路	■
	第一種緑地地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種緑地地域	■	緑地	通行道路	■
用途地域	第一種街路施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種街路施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第一種駅前施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種駅前施設地域	■	緑地	通行道路	■
用途地域	第一種駅前施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種駅前施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第一種駅前施設地域	■	緑地	通行道路	■
	第二種駅前施設地域	■	緑地	通行道路	■